

Japan Robot Week2024 福島県廃炉・災害対応ロボット研究会  
ブース設営及び装飾業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

Japan Robot Week2024 福島県廃炉・災害対応ロボット研究会ブース設営及び装飾業務

2 業務概要

本件は、令和6年9月18日（水）から9月20日（金）まで東京ビッグサイトで開催される「Japan Robot Week2024」において、福島県廃炉・災害対応ロボット研究会（以下「研究会」という。）の活動及び研究会会員の製品又は技術を、効果的に紹介するために必要なブースの設営、装飾及び撤去することを目的とする。

3 業務仕様

別紙業務仕様書のとおり

※具体的な実施内容については、企画提案書（様式第3号）の選定後に、提案内容を反映する。

4 見積限度額

3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に必要な参加資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 実施のスケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和6年 7月 3日（水）
質問書の受付期限	令和6年 7月12日（金） 17時
質問への回答	令和6年 7月17日（水） 予定
参加申込書提出期限	令和6年 7月19日（金） 12時
企画提案書等提出期限	令和6年 7月25日（木） 17時
審査（面接審査）	令和6年 8月 1日（木） 予定
審査結果の通知	令和6年 8月中旬 予定
仕様協議・契約	令和6年 8月下旬 予定

## 7 手続きに関する事項

### (1) 質問等の受付・回答

本募集に関し質問がある場合は、以下により提出すること。

#### ア 提出方法

「質問書」（様式第1号）を提出期限までに産学連携科アドレスへ電子メールにより提出すること。※提出先は12参照（以下すべて同じ）

電子メールの件名は「【質問書】Japan Robot Week2024 ブース設営業務」とすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

#### イ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月17日（水）に、ハイテクプラザホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/hightech/>）に公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみメールで回答する。

## 8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）の提出を行った上で、「企画提案書」等を提出期限内に提出すること。

### (1) 提出方法

産学連携科へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、ハイテクプラザ開庁日の9時00分から17時00分までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

## (2) 提出すべき書類

以下①～⑤の内容を記載した「企画提案書」について、書類及び電子データ（CD-R等に書き込んだもの）を提出すること。

- ① 実施体制
- ② 実施計画（工程）
- ③ 実績等（仕様書に記載する本業務に関連したこれまでの実績）
- ④ 実施内容（仕様書に記載する本業務内容に対する具体的な提案）
- ⑤ 経費積算書

## (3) 提出部数

書類は、6部（正本1部、副本5部）をフラットファイルに綴じて提出すること。なお、フラットファイル表面及び側面には、委託業務名及び会社名を記載すること。また、電子データは1部を提出すること。

## (4) 「企画提案書」の内容

仕様書に基づき、以下の事項に注意して作成すること。

- ①企画提案書は、仕様書の内容を網羅した内容とし、業務の実施体制やスケジュールを含めて記載すること。
- ②仕様書に記載している各業務を円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ③仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的な提案を行うこと。
- ④予算の範囲内において実施できる効果的・効率的な装飾について、独自提案として文字、図等を用いて具体的に提案すること。また、業務の一部を外部に再委託する際には、企画提案書にその旨明記すること。

## (5) その他留意事項

### ①複数提案の禁止

参加者は、複数の「企画提案書」を提出できない。

### ②提出後における「企画提案書」等の内容変更、差替えまたは再提出を禁止する。

### ③「参加申込書」を提出した後に辞退する場合、辞退届（任意様式）を提出すること。

### ④プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

### ⑤参加者は、「参加申込書」の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

また、提出された「企画提案書」等は、返却しない。さらに、提出された「企画提案書」等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しない。

## 9 企画提案書の審査方法、評価基準

### (1) 委託候補者の選定方法

県が設置する「プロポーザル企画競争審査委員会（以下、審査委員会という。）」による審査とする。

プロポーザル参加者は、審査会当日に、先に提案した「企画提案書」に基づき、企画提案の内容に関するプレゼンテーションを行うものとし、審査会が以下の観点から審

査し、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定する者とする。

※オンラインや書面審査とする場合がある。なお、参加者が1者の場合は、審査員が審査基準を踏まえ審査し、各審査員の平均が60点以上の評価をすれば、その提案者を業務委託予定者として選定する。

また、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本要領や仕様書を確認のうえ参加すること。

(2) 審査結果の通知等

ア 審査の結果は、全ての提案者に対し結果を通知する。

イ 審査結果に対する意義申し立て、質問等は一切認めない。

ウ 委託契約候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

(3) 審査基準及び配点

評価項目			配点
1 業務遂行体制に関する評価			25
①	実施体制	本業務実施に必要な体制の程度及び円滑な業務運営ができる計画性の高さ。	10
②	提案者の能力	業務運営に必要なノウハウをどの程度有するか。	10
③	県との連絡体制	疑義等への対応等、連絡体制の程度。	5
2 企画内容に関する評価			65
①	過去の実績	本業務に類似した過去の業務実績とその効果の程度。	15
②	企画・提案力	本業務の企画及び提案内容の効果の程度。	30
③	実現性	企画・提案を実現する能力の程度。	20
3 費用対効果に関する評価			10
①	経費の積算	費用積算の適切性、費用と実現内容の効果の比の程度。	10

## 10 企画提案書の失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて「参加申込書」や「企画提案書」が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- (6) 本要領に違反すると認められる場合
- (7) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に「企画提案書」に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が「企画提案書」を提出した場合
- (8) その他、県が予め指示した事項に違反した場合

## 11 契約等に関する事項

### (1) 業務仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

### (2) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

### (3) 契約保証金について

委託契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができること。

## 12 提出先・問い合わせ先

福島県ハイテクプラザ企画連携部産学連携科（担当：仲沼、五十嵐）

住所：〒963-0297

郡山市待池台1-12

電話：024-959-1741

E-Mail：hightech-renkei@pref.fukushima.lg.jp